

平和啓発資料貸出要領

1 趣旨

この要領は、戦争の悲惨さと平和の大切さを市民に理解してもらうための平和啓発資料（以下「資料」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 資料

(1) パネル

- ア 千葉空襲写真パネル
- イ 広島・長崎被爆写真パネル
- ウ 原爆と人間展パネル
- エ ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間パネル

(2) ビデオ・DVD

(3) ネガ

(4) 戦災資料

3 貸出場所

資料の貸出しは、千葉市市民局市民自治推進部市民総務課において行う。

ただし、「千葉空襲写真パネル」及びDVD「千葉空襲 戦災体験談 平和の道しるべ」の貸出しは、各区役所地域振興課においても行う。

4 貸出対象者

資料の貸出しを受けることができる者は、本市に在住し、在勤し、又は在学する者その他貸出しを受ける相当の理由があると認められた者とする。

5 貸出しの周知

資料の貸出しについては、市ホームページ等に掲載し、市民に周知するものとする。

6 貸出手続

資料を利用しようとする者は、平和啓発資料利用申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

7 貸出期間

資料の貸出期間は、貸出日を含め7日間とする。ただし、申出により10日間までこれを延長することができる。

8 利用者の遵守事項

- (1) 利用者は、資料を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- (2) 利用者は、資料の貸出しを受ける権利を他人に譲渡し、又は転貸しないものとする。
- (3) 利用者は、資料を営利の目的又は資料の趣旨に反する目的に使用しないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 平和啓発事業関連パネル貸出要領及び平和関係フィルム等貸出要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に存するこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成30年1月4日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に存するこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。